

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【南丹地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査結果	事業委員会意見等	備考	
	種別	名称	所在地			対象	一対象工事とならない理由 （欄外：対象番号を記入）	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性		速効性				
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性	他の管理者等との調整の難易				
1	交通安全施設	信号機（新設）	亀岡市下矢田町君塚16番地先 枚方亀岡線中矢田篠線交差点	市道中矢田篠線の開通に伴い、交通量の増加が見込まれるため、信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施	亀岡署管内 （受付番号10）	
2	交通安全施設	信号機（新設）	亀岡市上矢田町東垣内地内 中矢田篠線上矢田下矢田線交差点	現在は、住宅街が抜け道となっているが、中矢田篠線開通後は、交通量が転換されるため、信号機の移設を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施	亀岡署管内 （受付番号11）	
3	交通安全施設	信号機（新設）	船井郡京丹波町和田小井根1番地1先 国道173号瑞穂インターチェンジ交差点	現在、瑞穂インターの工事中であるが、国道との交差点に信号機がないと危険なため、信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施	南丹署管内 （受付番号20）	
4	交通安全施設	信号機（新設）	南丹市園部町穴人中台29番地1先 竹井室河原線大河内口八田線交差点	通学路であるが、交通量が多く、見とおしが良いためスピードも出していることから、信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	○	×	○	○	実施しない	南丹署管内 （受付番号51・71）	
5	交通安全施設	信号機（新設）	南丹市園部町栄町3号18番地1先 横田小山東町線淇陽学校前	小・中学校の通学路で、通勤、通学時には交通量が多く危険なため、信号機と横断歩道の設置を要望	無	○		○	○	○	○	×	○	○	実施しない	南丹署管内 （受付番号52）	
6	交通安全施設	信号機（新設）	亀岡市篠町篠八幡裏49番地1先 王子並川線	通学路であるが、交通量が多く危険である。速度抑止のため、信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	×	×	○	○	実施しない	亀岡署管内 （受付番号57）	
7	交通安全施設	信号機（新設）	亀岡市篠町篠八幡裏39番地先 王子並川線篠村八幡宮前	通学路であるが、交通量が多く危険である。速度抑止と交通量調整のため、信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	×	×	○	○	実施しない	亀岡署管内 （受付番号58）	
8	交通安全施設	信号機（新設）	亀岡市本梅町平松湯ノ花2番地先 国道372号天王亀岡線交差点	現在は交差点の工事中で、形状が変わりますが、従来から交通量の多い交差点のため、信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施	亀岡署管内 （受付番号59）

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【南丹地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査結果	事業委員会意見等	備考
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性		速効性				
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性	他の管理者等との調整の難易			
9	交通安全施設	信号機(新設)	南丹市園部町内林町上荒代3番地4先 内林新堂線	道路形状から、通行車両のスピードが速く、学童を含めた歩行者が横断するのに危険なため、信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施しない		南丹署管内(受付番号62)
10	交通安全施設	信号機(新設)	亀岡市河原町200番地15先 宇津根亀岡停車場線	付近に信号機がなく、地元の方が横断する場所であるが、見とおしも悪いため、信号機の設置を要望	無	○		○	○	×	○	×	○	実施しない		亀岡署管内(受付番号72)
11	交通安全施設	信号機(新設)	船井郡京丹波町豊田谷58番地先 豊田富田線	バス通学の児童が横断するが、交通量が多く、スピードも速いため、信号機の設置を要望	無	○		○	○	×	○	×	○	実施しない		南丹署管内(受付番号78)
12	交通安全施設	信号機(新設)	南丹市園部町小山西町打越7番地8先 横田小山東町線	住民、学生が利用する交差点であるが、通勤時間帯の交通量が多く、スピードも出ているため、信号機の設置を要望	無	○		○	○	×	○	×	○	実施しない		南丹署管内(受付番号102)
13	交通安全施設	信号機(新設)	亀岡市篠町柏原町頭10番地先 王子並川線	時間帯の一方通行であるが、違反車両が多い。通学路の安全を確保するため、信号機の設置と進入禁止等の規制要望	無	○		○	○	×	○	×	○	実施しない		亀岡署管内(受付番号119)
14	交通安全施設	信号機(新設)	亀岡市保津町下中島地内 亀岡園部線保津橋南詰交差点	5月に亀岡園部線が延伸されたが、保津橋南詰交差点に信号機がなく、危険であるため、信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		亀岡署管内(受付番号123)
15	交通安全施設	信号機(新設)	南丹市美山町大野谷川5番地先 綾部宮島線	幼児の住む家があり、遊歩時、今後の通学時には見とおしの悪い府道を横断しなければならないため、信号機の設置を要望	無	○		○	○	×	○	×	○	実施しない		南丹署管内(受付番号140)
16	交通安全施設	信号機(新設)	南丹市美山町原古田11番地先 園部平屋線原日S前	通勤、通学時間帯として休日にも交通量が多く、バス停を利用する児童等の安全横断のため、信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施しない		南丹署管内(受付番号206)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【南丹地域】

整理 番号	提案施設			提案概要	用地買収 の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査 結果	事業委員会 意見等	備考		
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性	速効性						
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性				他の管理者等との調整の難易	
17	交通安全施設	信号機 (新設)	南丹市園部町小山西町油縄手2番地15先 本町平成台線高松橋交差点	南北道路の交通量が増加し、小山西区民が区外に出る際、区内に入る際、非常に困難なため、信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施しない		南丹署管内 (受付番号207)	
18	交通安全施設	信号機 (新設)	南丹市美山町盛郷余本10番地先 国道162号笹畑橋東詰交差点	交差点の見とおしが悪く、郷越峠方面から猛スピードで走行する車両も多いため、信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施しない		南丹署管内 (受付番号209)	
19	交通安全施設	信号機 (新設)	亀岡市篠町森下垣内66番地4先 中矢田篠線篠町森公民館前	通学路であり、公民館を利用するために横断する方も多いため、信号機の設置を要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施しない		亀岡署管内 (受付番号211)	
20	交通安全施設	信号機 (予告灯)	亀岡市宮前町宮川宮前子蔵線宮川学校線	学校の前がカーブの下り坂となっており、信号機の視認性が悪いいため、予告灯の設置を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施		亀岡署管内 (受付番号106)
21	交通安全施設	横断歩道	南丹市日吉町胡麻ミロク131番地先	横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	×	○	○	○	実施しない		南丹署管内 (受付番号21)
22	交通安全施設	横断歩道	亀岡市河原林町勝林島西垣内36番地1先	横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施		亀岡署管内 (受付番号22)
23	交通安全施設	最高速度	亀岡市河原林町勝林島地内	最高速度規制の実施要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施		亀岡署管内 (受付番号23)
24	交通安全施設	横断歩道	南丹市園部町城南町クゴ3番地先	横断歩道の移設要望	無	○		×	○	○	×	○	○	○	実施しない		南丹署管内 (受付番号56)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【南丹地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査結果	事業委員会意見等	備考		
	種別	名称	所在地			対象	対象工事とならない理由 （欄外：対象番号を記入）	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性		速効性						
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性	他の管理者等との調整の難易					
25	交通安全施設	一時停止	南丹市園部町内林町荒代1番地8先	一時停止の規制要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施		南丹署管内 （受付番号63）	
26	交通安全施設	横断歩道	南丹市園部町竹井マキ4番地先	横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施		南丹署管内 （受付番号64）	
27	交通安全施設	車両通行止め	南丹市園部町美園町地内	車両通行止め（大型等）の規制要望	無	○		×	○	○	×	×	○	○	実施しない		南丹署管内 （受付番号101）	
28	交通安全施設	一時停止	亀岡市篠町夕ヶ丘1丁目5-22先	一時停止の規制要望	無	○		×	○	○	×	×	○	○	実施しない		亀岡署管内 （受付番号108）	
29	交通安全施設	横断歩道	南丹市日吉町四ツ谷地内	横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	一部実施		南丹署管内 （受付番号113）	
30	交通安全施設	追越しのための右側部分はみ出し通行禁止	南丹市日吉町四ツ谷地内	追越しのための右側部分はみ出し通行禁止の規制要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施		南丹署管内 （受付番号114）
31	交通安全施設	横断歩道	亀岡市曾我部町春日部滝ノ下 春日部バス停先	横断歩道の設置要望	無	○		×	○	○	×	×	○	○	実施しない		亀岡署管内 （受付番号120）	
32	交通安全施設	最高速度	亀岡市曾我部町大銅地内	最高速度規制の実施要望	無	○		×	○	○	×	×	○	○	実施しない		亀岡署管内 （受付番号121）	

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【南丹地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査結果	事業委員会意見等	備考
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性		速効性				
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性	他の管理者等との調整の難易			
33	交通安全施設	一時停止	亀岡市千歳町屋沙門から亀岡市保津町小林まで	一時停止の規制要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	一部実施	亀岡署管内 (受付番号122)
34	交通安全施設	最高速度	亀岡市旭町野田6-1先から南丹市まで	最高速度規制の実施要望	無	○		×	○	○	×	×	○	実施しない	亀岡署管内 (受付番号124)	
35	交通安全施設	一時停止	南丹市園部町若森大橋7番地1先	一時停止の規制要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施	南丹署管内 (受付番号139)	
36	交通安全施設	横断歩道	南丹市美山町大野道ノ下5番地先	横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施	南丹署管内 (受付番号141)	
37	交通安全施設	横断歩道	南丹市口人五反田30番地他	横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施	南丹署管内 (受付番号142)	
38	交通安全施設	一時停止	亀岡市千代川町高野林西田22番地15先	一時停止の規制要望	無	○		×	○	○	×	×	○	実施しない	亀岡署管内 (受付番号161)	
39	交通安全施設	一時停止	亀岡市千代川町今津1丁目18-15先	一時停止の規制要望	無	○		×	○	○	×	×	○	実施しない	亀岡署管内 (受付番号162)	
40	交通安全施設	一方通行	亀岡市千代川町小川1丁目1先	一方通行規制の実施要望	無	○		×	○	×	×	×	○	実施しない	亀岡署管内 (受付番号163)	

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【南丹地域】

整理 番号	提案施設			提案概要	用地買収 の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査 結果	事業委員会 意見等	備考
	種別	名 称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性	速効性				
								公共事業とし ての必要性	地域づくり等と の整合性		地域要望等との 整合性	関係法令、構 造基準等との 適合性			
41	交通 安全 施設	車両通行止め	亀岡市千代川町小 林前田48番地先	車両通行止めの解除要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施	亀岡署管内 (受付番号164)
42	交通 安全 施設	横断歩道	南丹市日吉町上胡 麻フチガ追42番地 先	横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施	南丹署管内 (受付番号167)
43	交通 安全 施設	追越しのための右 側部分はみ出し通 行禁止	南丹市美山町盛郷 田土地内	追越しのための右側部分 はみ出し通行禁止の規制 要望	無	○		○	○	×	○	○	○	実施 しない	南丹署管内 (受付番号208)
44	交通 安全 施設	横断歩道	亀岡市本町74番地 先	横断歩道の設置要望	無	○		×	○	○	×	×	○	実施 しない	亀岡署管内 (受付番号210)
45	交通 安全 施設	横断歩道	亀岡市西つつじヶ 丘雲仙台2丁目11 -16先	横断歩道の設置要望	無	○		×	○	○	×	×	○	実施 しない	亀岡署管内 (受付番号212)
46	交通 安全 施設	一時停止	亀岡市本梅町井手 古川地内	一時停止の規制要望	無	○		×	○	○	×	×	○	実施 しない	亀岡署管内 (受付番号213)
47	交通 安全 施設	横断歩道	亀岡市本梅町井手 古川地内	横断歩道の設置要望	無	○		×	○	○	×	×	○	実施 しない	亀岡署管内 (受付番号214)
48	交通 安全 施設	普通自転車歩道通 行可	亀岡市東本梅町赤 龍美ノ田から宮前 町宮川町田	普通自転車歩道通行可の 実施要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施	亀岡署管内 (受付番号215)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【南丹地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査結果	事業委員会意見等	備考	
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外・対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性		速効性					
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性	他の管理者等との調整の難易				
49	交通安全施設	横断歩道	亀岡市宮前町猪倉高芝3番地1先	横断歩道の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施	亀岡署管内 (受付番号216)
50	交通安全施設	一時停止	亀岡市大井町土田3丁目26-1先先	一時停止の規制要望	無	○		×	○	○	×	×	○	○	○	実施しない	亀岡署管内 (受付番号217)
51	交通安全施設	普通自転車歩道通行可	亀岡市藤田野町佐伯清亦から亀岡市宮前町猪倉高芝まで	普通自転車歩道通行可の実施要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施	亀岡署管内 (受付番号218)
52	交通安全施設	車両通行止め	南丹市殿谷地内先	車両通行止めの規制要望	無	○		○	○	○	×	○	○	○	○	実施しない	南丹署管内 (受付番号278)
53	交通安全施設	道路標識等	亀岡市篠町柏原町頭47先付近交差点	道路標識の増設	無	×	⑤									実施	亀岡署管内 (受付番号107)
54	交通安全施設	道路標示	南丹市八木町 国道9号吉富交差点	道路標示の改修要望	無	○		×	○	○	×	×	○	○	○	実施しない	南丹署管内 (受付番号205)
55	交通安全施設	道路標示	亀岡市菅我部町穴太太塚 府道407号 国道372号交差点	道路標示の移設要望	無	×	⑤									実施	亀岡署管内 (受付番号338)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入